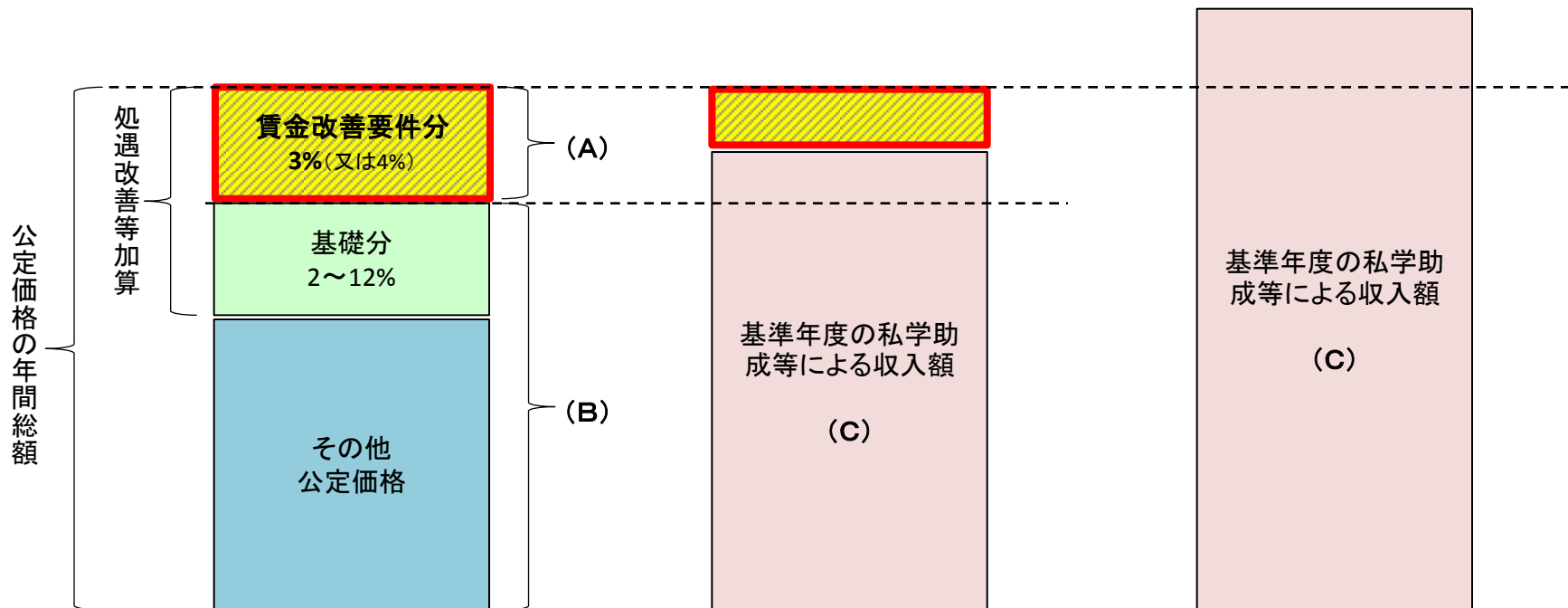


私立幼稚園に係る処遇改善等加算の支給に伴う賃金改善額特例について



基準年度の賃金水準に対する賃金改善所要額

※法人の役員である職員は対象外

【原則】

(A)

【特例①】

(C) > (B) の場合

(A) + (B) - (C)

【特例②】

(C) > (A) + (B) の場合

基準年度の賃金水準の維持・向上の努力義務

公定価格に関するFAQ(基本単価と必要な職員配置)

保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。

平成27年3月10日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（案）の送付について」の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士（常勤）等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。

また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。

なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。

公定価格に関するFAQ(休日保育)

休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。

新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、**利用料を徴収することはできません。**

なお、保護者のいずれかが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。

また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など**保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用**することが考えられます。**この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。**

なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、**公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。**

常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。

保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、**保育の利用を妨げるものではありません。**また、**その場合、別途の利用料を徴収することはできません。**

休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。

日曜日における就労等に係る保育二一ズへの対応の観点から、**間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。**

公定価格に関する基本通知・参考資料

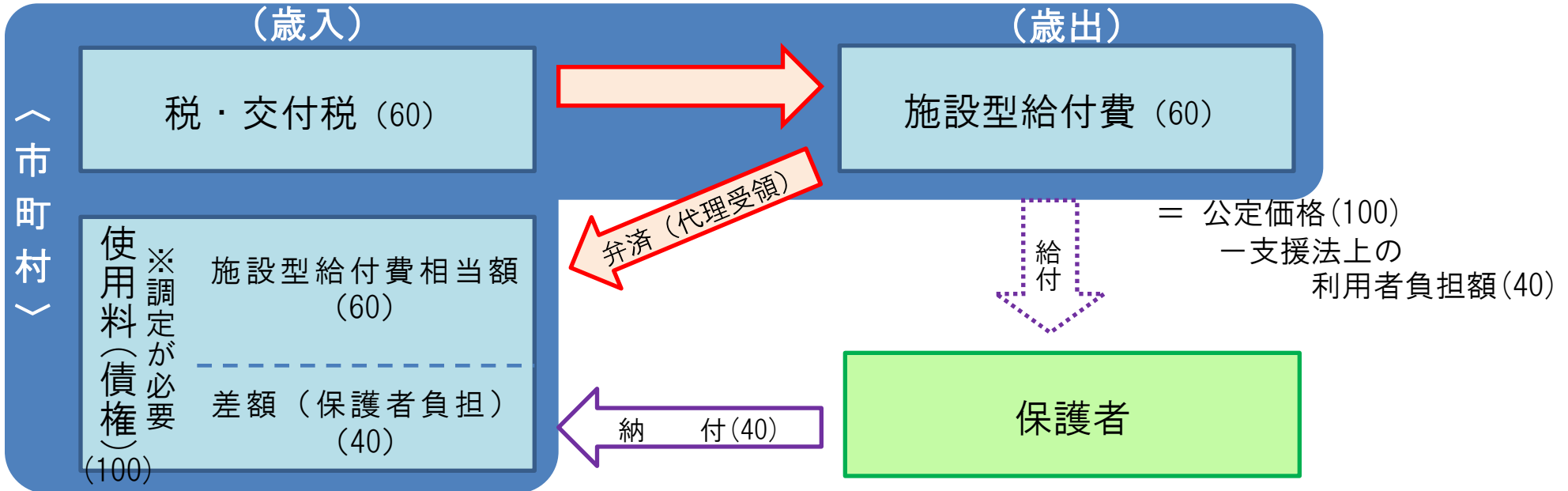
公定価格に関する基本通知及び参考資料は以下のとおりですので、詳細については当該資料をご確認ください。

- ・ 「特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及特例保育に要する額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）
- ・ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日通知）
- ・ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日通知）
- ・ 自治体向けFAQ
- ・ 公定価格に関するFAQ（よくある質問）

公立施設の予算等の取扱い

公立施設・事業に係る利用者負担（使用料）の設定方法

○ 以下は、子ども・子育て支援法の規定を基にした、給付費等の流れのイメージ



公定価格

地方財政措置の水準
(給付費相当分)
＋
国基準の
利用者負担額の単価等
を用いて市町村が設定

市町村は、

- ① 使用料の額を公定価格の額（＝地方財政措置の水準等）により定める
- ② 支援法上の利用者負担額は、国の定める上限の範囲内で①とは別途定める
- ③ ①の全額を調定＝債権化
- ④ ①から②を差し引いた額を施設型給付費として支出
- ⑤ ③の債権（施設型給付費相当額）の弁済に④を充当（代理受領）し、②で定める利用者負担額を保護者に対して納入告知→保護者から納付

※地域型保育事業の場合

「税・交付税 (60)」→「国費 (30)、県費 (15)、税・交付税 (15)」

「使用料・公定価格＝地方財政措置の水準等」→「使用料・公定価格＝国が定める公定価格」

(利用開始前)



(利用開始後)